

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇（以下、「甲」という）は、株式会社 global touch（以下、「乙」という）は、以下の通り合意し、契約（以下「本契約」）を締結する。

第1条（人材の紹介）

1. 甲は甲の採用する人材（正社員、契約社員）の募集、面接、選考等に関する新卒及び中途採用人材紹介コンサルティング業務（以下「業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は、業務を誠実に遂行するとともに、適宜甲の求めに応じ甲に対し進捗状況を報告するものとする。
3. 2. の誠実なる遂行は、職業安定法及び有料職業紹介事業の許可基準に定める「個人情報」の収集、保管及び使用についての留意事項」他、関係法令等を遵守し行なうものとする。

第2条（報酬）

1. 業務の対価である報酬（以下「報酬」という）は、乙が甲に紹介した人材（以下「被紹介者」という）の採用が正式に成立した場合（以下、かかる決定を「採用決定」、かかる人材を「採用決定者」という）にのみ発生する成功報酬とし、被紹介者が入社を意思を示したにも拘わらず、甲への入社に至らなかった場合には、当該報酬は発生しないものとする。
2. 報酬は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。
 - （1）中途採用人材に関しての報酬は、採用決定者の想定年収の 35%（消費税及び地方消費税別）とする。
 - （2）前号にいう想定年収とは、甲と採用決定者との雇用契約に定められた月額給与（通勤交通費及び時間外勤務手当を除く算定可能な諸手当は全て含む）の 12ヶ月分と、採用決定者の想定賞与額（入社日より 1 年以内に金銭で支払われる旨が定められているもの）とを合算した額をいうものとする。
 - （3）新卒採用紹介者に関する報酬は、1 名につき、800,000 円とする。

第3条（報酬の支払い）

1. 前条による報酬の支払いは、原則として甲は採用決定者の入社月の翌月末日迄に請求額の全額を乙の指定する銀行口座（以下「指定口座」という）へ振り込むものとする。なお、本契約に基づく甲から乙への弁済は、甲が乙の指定口座に振り込むために必要な手続きを実施した時点でその効力を生ずるものとする。
2. 甲が、前項に定める期日までに対価の支払いを怠った場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで年率 3 % の割合で計算した遅延損害金を、乙が指定する期日までに支払うものとする。

第4条（被紹介者の退職に対する報酬の返還）

被紹介者の採用決定権限がすべて甲にあることに鑑み、採用された被紹介者が採用決定後、乙の責に帰すべき事由によらずして退職した場合には、乙は甲に対し何らの責任を負わないものとする。但し、採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に採用決定者の都合により退職した場合は、乙は第 2 条による報酬を下記の通り甲に返還するものとする。

- （1）入社日から 1 ヶ月以内・・・80%
- （2）入社日から 2 ヶ月以内・・・50%
- （3）入社日から 3 ヶ月以内・・・20%

第5条（活動関連事項）

甲が被紹介者を不採用決定とし、又は被紹介者が採用を辞退したのち、次のいずれかの事由により甲が乙の合意又は介添えなしに独自に採用を決定して入社せしめた場合、これは第 1 条の業務の遂行とはならず、報酬は発生しないものとする。

- (1) 6ヶ月を経過したとき
- (2) 第1条に係わらず、別途甲の不特定多数に対する人材募集に対し同一人が改めて応募をしてきたとき

第6条（秘密の保持）

甲は本契約に関して乙より提供された全ての被紹介者に関する情報、並びに乙は本契約に関して知得た甲の機密を全て極秘扱いとし、他に漏らさないものとする。また、とくに個人情報については、甲及び乙は「個人情報の保護に関する法律」他、関連法規及び関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを誠実に遵守し、個人情報取扱事業者に要求される適正な取扱いを図るものとする。

第7条（誠実協議、合意管轄）

1. 本契約に関し、又は本契約に定められていない事項につき甲乙間に不一致が生じた場合には、甲乙互いに誠実に協議するものとする。
2. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結時より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、その後も同様とする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在又は過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団その他これらに準ずる者に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲又は乙が、前項の確約に違反した場合には、相手方は即時に本契約を解除することができるものとする。

第10条（権利義務）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じた契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡したり、第三者の担保に供したりしてはならないものとする。
2. 甲及び乙は、前項に違反した場合、相手方に対し、第2条2項で決定した報酬と同額の違約金を支払う。ただし、甲及び乙が、相手方の書面による事前の同意を得ないまま、本契約に基づく権利を第三者に譲渡した場合でも、あらかじめ当該第三者に対して前項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明付き写しを相手方に交付した場合には、違約金は50%減額するものとする。

第11条（損害賠償等）

甲若しくは乙、甲若しくは乙の従業員若しくは元従業員又は第二条第二項の第三者が相手方の秘密情報等を開示するなど本契約の条項に違反した場合には、甲又は乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。また、相手方の承認なく顧客と直接契約を結ぶ場合、人的ネットワークを無断で利用する場合も同様とする。

第 12 条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満 1 年間とする。期間満了後の 30 日前までに甲又は乙のいずれからも相手方に対する書面の通知がなければ、本契約は同一条件でさらに 1 年間継続するものとし、以後も同様とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

第 14 条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関し生じた紛争につき、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄を持つ裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

委託者：甲

受託者：乙

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 2-18 ブリエ飯田橋 6 階

株式会社 global touch

代表取締役 権 元鎬

TEL:03-6265-3448

FAX:03-6265-3554